

第 1 1 9 号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

記

1 相手方

古庄ビル株式会社

2 訴えの要旨

足立区は、相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 建物譲渡特約付借地権設定契約（以下「本件契約」という。）の
建物（区持分割合部分）売買契約の締結
- (2) 本件契約の建物（区持分割合部分）売却金額の支払い
- (3) 訴訟費用の支払い

3 訴訟遂行の方針

弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。

（提案理由）

訴訟の提起について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。